令和7年度版

児童扶養手当のしおり



徳島県



児童扶養手当とは

る。 父母の離婚などで父または母と生計を同じくしていない児童を監護・養育している方に 支給されるものです。

なお、児童扶養手当の支給は、監護・養育されている児童が18歳に達した年度末(政令 で定める障がいのある児童の場合は20歳(ただし、再認定の請求が必要))までです。



手当を受けられる方は

日本国内にお住まいで(住民基本台帳に記録されている外国人も含まれます。)、次の じどう て あて たいしょう と と さ と かん こ ような児童(手当の対象となる児童)を監護しているお母さん、お父さん(お父さんの場合 は、生計を同じくしていることが必要)や養育している祖父母、おじ、おば、きょうだい その他の方です。

なお、公的年金(例えば、老齢年金・障害年金・遺族年金など)を受けている方(受ける ことができるようになった方も含みます。)については、年金の額に応じて、手当の額の一部 が支給(額に応じて全て支給停止の場合もあります。) されます。

かく しゃくしょ ちょうそんやく ば し どう ふょう て あてたんとう か くわしくは、各市役所または 町 村役場の児童扶養手当担当課へおたずねください。

手当の対象となる児童

- ■父母が離婚した児童
- ■父または母が死亡した児童
- ■父または母が政令で定める障がいのある児童 ■父または母が生死不明な児童
- ■父または母が1年以上遺棄している児童
- ■父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ■父または母が法令により1年以上拘禁されている児童
- ■母が婚姻によらないで懐胎した児童
- ■母が児童を懐胎したときの事情が不明である児童



手当の額は

ただし、監護・養育している方や生計を同じくしている方の所得(請求者が父または母である場合は、児童の母または父からの養育費の8割の金額を含む。)によっては手当額の一部または全部が停止される場合があります。

(令和7年4月1日現在)

児童数	手 当 月 額		
1	全部支給の方	一部支給の方	
1人のとき	46,690円	46,680円~11,010円	
2 人以上	1人につき 11,030円加算	1人につき 11,020円~5,520円加算	

※手当額(児童数による加算含む)は、全国消費者物価指数の動向にあわせて改定されます。

所得制限限度額

(令和6年11月1日以降)

	本 人		孤児等の養育者、
扶養親族 等の数	全部支給の 所得制限 限度額	一部支給の 所 得 制 限 限 度 額	配偶者、扶養義 務者の所得制限 限度額
	万円	万円	万円
0人	6 9	208	2 3 6
1人	107	2 4 6	274
2人	1 4 5	284	3 1 2
3人	183	3 2 2	3 5 0

- (注) 1 受給資格者の収入から給与所得控除等を控除し、養育費の8割 相当額を加算した所得額と上表の額を比較して、全部支給、一 部支給、支給停止のいずれかに決定されます。
 - 2 所得税法に規定する同一生計配偶者(70歳以上の方に限ります。以下同じ。)、老人扶養親族、特定扶養親族または16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族がある場合には、上記の額に次の額を加算した額となります。
 - (1)本人の場合は、
 - ①同一生計配偶者または老人扶養親族1人につき10万円 ②特定扶養親族または16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族1人につき15万円
 - (2)孤児等の養育者、配偶者及び扶養義務者の場合は、老人扶養 親族1人につき6万円
 - 3 扶養親族等が4人以上の場合には、1人につき38万円(扶養 親族等が2の場合にはそれぞれ加算)を加算した額となります。

全部支給は、月額 46,690 円です。

一部支給は所得に応じて月額 46,680 円から 11,010 円まで 10 円きざみの額です。具体的には次の算式 により計算します。

手当額= 46,680 円-

(受給者の所得額一所得制限限度額)× 0.0256619

10 円未満四捨五入

- ※ 1 収入から給与所得控除等の控除を行い、養育費の8割相 当額を加算した額です。
- ※ 2 所得制限限度額は、左記の表に定めるとおり、所得税法 に規定する扶養親族等の数に応じて額が変わります。

次の表は上の算式を使って計算した扶養 親族が1人の場合(父または母と子ども 1人の世帯)の手当額の例です。

所得額(年額)	手当額(月額)	
107万円	46,680円	
130万円	40,780円	
160万円	33,080円	
2 4 6 万円	0 円(全部停止)	





手当を受けるための手続きは

お住まいの市役所、町村役場に認定請求書を提出してください。

請求しないと、手当を受ける資格があっても手当は支給されません。

せいきゅう ひつよう にんていせいきゅうしょ しゃくしょ ちょうそんゃく は 請 求 に必要な認定請 求書は、市役所、町村役場にあります。

また、この認定請求書以外にも書類が必要ですので、くわしくは各市役所または町村やくは、 じどう あょうて あてたんとう か 役場の児童扶養手当担当課へおたずねください。



手当を受けられる時期は

手当は、2か月分を毎年6回に分けて支給されます。

(原則として、奇数月の11日にそれぞれ支給されます。ただし、金融機関の休日に当たるときは、直前の営業日になります。)



手当を受けるようになった後は

認定を受け、手当を受けるようになっても、次のような場合はすぐ市役所、町村役場に届を提出しなければなりません。

①現 況 届

受給者の方は、年に1回、毎年8月1日から8月31日までの間に、市役所、町村役場に現況届を提出しなければなりません。

これは、あなたの受給状況を確認するためのもので、この届を提出しなければ、 であて、しきゅう 手当は支給されません。

また、この届を2年間提出しないと自動的に手当を受ける資格を失いますので、ご タッッラ ハ 注意ください。

②手当の対象となる児童が増えたとき・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
ロ 遺棄していた父または母から連絡・仕送りなどがあった場合 ハ 刑務所に拘禁されている父または母が出所した場合(仮出所も含みます。) ニ 受給者である母の児童が父と生計を同じくするようになった場合や、受給者で
ある父の児童が母と生計を同じくするようになった場合
でいる にゅうしょ し せつ しはい し ば あい ホ - 児童が 入 所施設に入った場合
へ 父または母や父母に代わり養育している人が児童を監護・養育しなくなった場合
ト 児童が死亡した場合
と思ったらすぐお住まいの市役所、町村役場にご相談ください。
なお、 届出が遅くなって、手当の過払いがあったときは 必 ず返していただくこと
になります。 「はあい こうてきねんきんきゅうふとうじゅきゅうじょうきょうとどけ しょうめいしょ ⑤年金を受けることができるようになった場合・・公的年金給付等受給状況届・証明書
(実際に受けていなくても、受ける資格ができた場合や受けることができるように
なったのに、受けていない場合も含みます。) ⑥ 受給者が死亡したとき・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 受給者死亡
では、 か
⑧住 所が変わったとき・・・・・・・・・・・・・・・・ 住 所変更 届
②手当を受ける金融機関が変わったとき・・・・・・・ 支 払 金融機関変更 届



お問い合わせ・ご相談は



- ① 事実を偽ったり、不正の手段により手当を受けた場合は、3年以下の懲役または30万円以下の罰金に処せられます。(児童扶養手当法)
 ② 手当を受ける権利を他人に譲り渡したり、担保にしたりすることはできません。

③ 手当を受給して5年を経過する方や手当の支給要件に該当するに至った日から7年 がたよういくしゃのでを経過する方です。)は、就業や求職活動の状況などがわかる書類の届出が必要です。

県では母子家庭の母や父子家庭の父の就労・自立を支援するために「ひとり またかていじりつしえんきゅうふきんじぎょう 親家庭自立支援給付金事業」や「母子・父子自立支援プログラム策定等事業」 などを実施しています。

ましくは「ひとり親家庭のしおり」をご覧いただくか、またはお住まいの市役所 ちょうそんやくば や町村役場のひとり親家庭福祉担当課、県こども家庭支援課や県総合県民局等、 母子家庭等就業・自立支援センターにお問い合わせ・ご相談ください。

市福祉事務所

名称	所 在 地	電話番号
徳島市福祉事務所	徳島市幸町2丁目5	(088) 621-5194
鳴門市福祉事務所	鳴門市撫養町南浜字東浜170	(088) 684-1225
小松島市福祉事務所	小松島市横須町1-1	(0885) 32-2114
阿南市福祉事務所	阿南市富岡町トノ町12-3	(0884) 22-1677
吉野川市福祉事務所	吉野川市鴨島町鴨島115-1	(0883) 22-2267
阿波市福祉事務所	阿波市市場町切幡字吉田201-1	(0883) 36-6820
美馬市福祉事務所	美馬市穴吹町穴吹字九反地5	(0883) 52-5606
三好市福祉事務所	三好市池田町シンマチ1474	(0883) 72-7648

県総合県民局等

名 称	所 在 地	電話番号	担当区域
東部保健福祉局	徳島市新蔵町1丁目67	088-626-8715	勝浦郡、名東郡、名西郡、板野郡
南部総合県民局(美波)	海部郡美波町奥河内字弁才天17-1	0884-74-7368	那賀郡、海部郡
西部総合県民局(三好)	三好市池田町マチ2415	0883-76-0413	美馬郡、三好郡

母子家庭等就業・自立支援センター(公益財団法人徳島県母子寡婦福祉連合会)

所 在 地 徳島市中昭和町1丁目2 県立総合福祉センター2階 電話番号 088-654-7418

発 行

徳島県こども未来部 こども家庭支援課

〒770-8570 徳島市万代町 1 丁目 1 TEL(088)621-2707